

# 福岡県公報

平成18年9月13日  
第2583号

## 目次

### 告示 (第1746号—第1759号)

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) ..... 1
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) ..... 1
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) ..... 2
○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課) ..... 2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) ..... 2
○平成18年度福岡県文化賞被表彰者	(生活文化課) ..... 3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) ..... 3
○都市計画事業の認可	(公園街路課) ..... 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) ..... 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) ..... 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 4
○区画漁業の免許	(漁政課) ..... 5
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 6

### 監査委員

○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課) ..... 6
----------	----------------------

### 内水面漁場管理委員会

○水産動物の採捕の禁止	(水産振興課) ..... 9
-------------	-----------------

### 雑報

○危険物取扱者試験の実施	(消防防災安全課) ..... 9
--------------	-------------------

## 告示

### 福岡県告示第1746号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年9月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年7月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人子ども未来ネットワーク春日

(2) 代表者の氏名

山口 恵美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県春日市昇町三丁目105番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、放課後等における保育が必要とされる小学校児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与える事業を行うとともに、保護者等に対して子育てに関する支援事業などを行い、児童の健やかな育成を図るとともに、健全な地域社会の確立に寄与することを目的とする。

### 福岡県告示第1747号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年9月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成18年 6月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称  
特定非営利活動法人 地域福祉を支える会 そよかぜ
  - (2) 代表者の氏名  
濱崎 和久
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市博多区銀天町二丁目 2番37号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、助けたり、助けられたりの互助精神に基づき、健康で安心して生活できる地域社会の実現と、愉しくて生きがいのある長寿社会構築のため、志を同じくする者が相集い、高齢者や障害者及び病気の人に対する家事援助、介護援助等の事業を通じ地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1748号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年 9月13日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成18年 7月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称  
特定非営利活動法人エスタスカーサ
  - (2) 代表者の氏名  
知足 文隆
  - (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区弥永二丁目17番1号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、特に子供、子育て中の人、障害者、高齢者とその家族に対して、交流の拠点を作ること、生活の様々な状況に応じた支援事業などを展開することにより地域での居場所を保障し、安心して暮らしていくまちづくりに寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1749号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成18年 9月13日

福岡県知事 麻 生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
行橋市大字沓尾、大字長井及び大字元永 (沓尾・長井地区)	平成18年 9月 7日

**福岡県告示第1750号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年 9月13日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成18年 8月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称  
特定非営利活動法人福岡たすけあいの会
  - (2) 代表者の氏名

牛島 丸實

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区荒戸三丁目3-66-105号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、お互い様を合い言葉に助け合いの精神に基づいて、受け手と担い手が対等な関係を保てる福祉サービス活動を通じて、健康で安心して暮らしていくことのできる、地域社会の建設に努力することによって、福祉の増進に寄与することを目的とする。又、介護保険施行に伴い、会の活動に介護保険を活用し、活動の延長線上の事業として位置づけ、安心して暮らしていく為の社会のしくみを構築し、地域に根ざした事業を行う。

**福岡県告示第1751号**

福岡県文化賞表彰規程（平成5年8月福岡県告示第1254号の2）第4条の規定に基づき、平成18年度福岡県文化賞被表彰者を次のとおり決定したので、同規程第5条第2項の規定により告示する。

平成18年9月13日

福岡県知事 麻生 渡

部 門	被 表 彰 者	
創 造 部 門	博多人形師	中村信喬
交 流 部 門	国際化コーディネーター	ニック・サーズ
社 会 部 門	民俗研究家	佐々木哲哉
奨 励 部 門	ヴァイオリニスト	南 紫音
特 別 部 門	博多織作家	小川規三郎

**福岡県告示第1752号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成15年5月9日福岡県告示第914号古賀都市計画道路事業3・4・7号浜大塚線及び3・5・3号花見浜線〔古賀市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する

同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年9月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成15年5月9日から平成24年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成15年5月9日福岡県告示第914号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成15年5月9日福岡県告示第914号の事業地中古賀市鹿部字田渕地内において  
変更する

**福岡県告示第1753号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年9月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

豊前市

2 都市計画事業の種類及び名称

豊前都市計画道路事業 3・4・10号 上町沓川池線

3 事業施行期間

平成18年9月13日から平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

豊前市大字赤熊及び大字八屋地内

(2) 使用の部分

豊前市大字赤熊及び大字八屋地内

**福岡県告示第1754号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
北九州	県道	直芦方屋線	前	遠賀郡遠賀町大字広渡1216番先から 同郡同町大字広渡146番先まで	16.5 ～ 31.8	320.0
			後	同上	16.5 ～ 29.6	320.0

**福岡県告示第1755号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年9月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	直芦方屋線	遠賀郡遠賀町大字広渡1216番先から 同郡同町大字広渡146番先まで
北九州	黒山線	遠賀郡遠賀町大字広渡1191番5先から 同郡同町大字広渡1189番1先まで

**福岡県告示第1756号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年9月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米線 立花	久留米市藤山町746番2先から 同市藤山町746番1先まで
久留米	山北線 日田	うきは市浮羽町小塩1710番1先から 同市浮羽町小塩1793番2先まで

**福岡県告示第1757号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
			前	八女郡黒木町大字田代3289番1先から 同郡同町大字田代3310番1先まで	3.4 ～ 16.0	870.0

八女	県道	岩黒野木線	後	同上	3.4 ～ 52.0	870.0
			後	同上	8.4 ～ 70.0	1,138.0

## 福岡県告示第1758号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成18年9月1日付けで有明海区における区画漁業を次のように免許した。

平成18年9月13日

福岡県知事 麻生 渡

免許番号	漁業権者 の住 所	漁業権者の 名 称	免許の内容及び 制限又は条件	存続期間
有区第2号	福岡県柳川市 三橋町高畑271 番地	福岡県有明海 漁業協同組合 連合会	漁業法に基づく漁業の免許 の内容たるべき事項等（平 成18年5月福岡県告示第10 85号）の公示内容のとおり	平成18年9月1 日から平成19年 8月31日まで
有区第3号	"	"	"	"
有区第4号	"	"	"	"
有区第5号	"	"	"	"
有区第6号	"	"	"	"
有区第7号	"	"	"	"
有区第8号	"	"	"	"
有区第9号	"	"	"	"
有区第10号	"	"	"	"
有区第11号	"	"	"	"
有区第12号	"	"	"	"
有区第13号	"	"	"	"
有区第14号	"	"	"	"

有区第15号	"	"	"	"
有区第16号	"	"	"	"
有区第17号	"	"	"	"
有区第18号	"	"	"	"
有区第19号	"	"	"	"
有区第20号	"	"	"	"
有区第21号	"	"	"	"
有区第22号	"	"	"	"
有区第23号	"	"	"	"
有区第24号	"	"	"	"
有区第25号	"	"	"	"
有区第26号	"	"	"	"
有区第27号	"	"	"	"
有区第28号	"	"	"	"
有区第29号	"	"	"	"
有区第30号	"	"	"	"
有区第31号	"	"	"	"
有区第32号	"	"	"	"
有区第33号	"	"	"	"
有区第34号	"	"	"	"
有区第35号	"	"	"	"
有区第36号	"	"	"	"
有区第37号	"	"	"	"
有区第38号	"	"	"	"
有区第39号	"	"	"	"
有区第40号	"	"	"	"
有区第41号	"	"	"	"
有区第42号	"	"	"	"

有区第43号	"	"	"	"
有区第44号	"	"	"	"
有区第45号	"	"	"	"
有区第46号	"	"	"	"
有区第47号	"	"	"	"
有区第48号	"	"	"	"
有区第49号	福岡県大牟田市早米来町一丁目82番地	三里漁業協同組合	"	"

## 福岡県告示第1759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
直方	県道	直方線 芦屋	前	直方市大字植木4108番2先から 同市大字植木4140番2先まで	9.0 ～ 9.5	244.5
			前	同上	8.5 ～ 24.8	253.9
			後	同上	9.0 ～ 9.5	244.5

直 方	県 道	飯 福 塚 間 線	前	宮若市竹原31番2先から 同市竹原31番1先まで	8.5 ～ 22.0	44.0
			後	同上	8.5 ～ 20.0	44.0

## 監査委員

## 監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を農政部、水産林務部出先機関の福岡農林事務所等37か所について実施したので、その結果を次とおり公表する。

平成18年9月13日

福岡県監査委員	福本義雄
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	後藤元秀

## 第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

農政部及び水産林務部出先機関37機関に係る定期監査は、平成17年度を監査対象期間とし、平成18年5月10日から平成18年6月16日までの実日数21日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
福岡農林事務所（福岡及び北筑前地域農業改良普及センターを含む。）	平成17年度	平成18年5月31日から平成18年6月2日まで
朝倉農林事務所（朝倉及び久留米地域農業改良普及センターを含む。）	”	平成18年5月10日から平成18年5月12日まで
八幡農林事務所（北九州地域農業改良普及センターを含む。）	”	平成18年6月7日から平成18年6月9日まで
飯塚農林事務所（飯塚及び田川地域農業改良普及センターを含む。）	”	平成18年6月14日から平成18年6月16日まで
筑後農林事務所（南筑後及び八女地域農業改良普及センター並びに病害虫防除所筑後支所を含む。）	”	平成18年5月17日から平成18年5月19日まで
行橋農林事務所（京都及び築上地域農業改良普及センター並びに病害虫防除所行橋支所を含む。）	”	平成18年5月24日から平成18年5月26日まで
農業総合試験場（病害虫防除所を含む。）	”	平成18年5月24日から平成18年5月26日まで
農業総合試験場豊前分場	”	平成18年5月19日
農業総合試験場筑後分場	”	平成18年5月23日
農業総合試験場八女分場	”	平成18年5月17日
農業総合試験場果樹苗木分場	”	平成18年5月23日
農業大学校	”	平成18年6月6日
中央家畜保健衛生所	”	平成18年5月23日
北九州家畜保健衛生所	”	平成18年5月18日
筑豊家畜保健衛生所	”	平成18年5月23日
両筑家畜保健衛生所	”	平成18年5月23日
筑後家畜保健衛生所	”	平成18年5月23日
筑後川水系農地開発事務所	”	平成18年6月7日から平成18年6月9日まで

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
森林業技術センター	平成17年度	平成18年6月6日
水産海洋技術センター	"	平成18年5月16日
水産海洋技術センター有明海研究所	"	平成18年5月16日
水産海洋技術センター豊前海研究所	"	平成18年6月6日
水産海洋技術センター内水面研究所	"	平成18年5月16日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、福岡農林事務所等37か所の農政部及び水産林務部の出先機関における収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に、収入未済の状況、県営工事及び補助事業の執行状況並びに旅費及び時間外勤務手当の執行状況に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

## 3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

## (1) 収入

農林水産手数料、生産物売扱収入、物品売扱収入、農林水産業受託事業収入、県営林造成事業特別会計の弁償金等の調定及び収入状況

## (2) 支出

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務

## (3) 人件費

報酬、給料及び諸手当（扶養手当及び住居手当を除く。）の認定及び支給事務

## (4) 契約

契約の締結及び履行確認の状況

## (5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理制度

## (6) 物品

取得、管理及び処分の状況

## (7) 県営工事

県営工事の執行状況

## (8) 補助事業

補助事業の執行状況

## 第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

## 内水面漁場管理委員会

### 福岡県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、筑後川漁業協同組合の指定する採捕者が、放流用の種苗確保のためにアユ親魚を採捕する場合は、この限りでない。

平成18年9月13日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

#### 1 禁止期間

9月15日から11月15日まで

#### 2 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市田主丸町菅原、筑後川橋の上流側を基線として、次のア線からイ線と河岸で囲まれた区域

ア線 基線から上流方向へ300メートルの基線と平行な線

イ線 基線から上流方向へ700メートルの基線と平行な線

#### 3 指示の有効期間

平成18年9月15日から平成20年11月15日まで

## 雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された危険物取扱者試験について、次のとおり公示する。

平成18年9月13日

財団法人消防試験研究センター 理事長 白 谷 祐 二

#### 1 試験種類

甲種、乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類）及び丙種

#### 2 試験地、実施試験会場、実施年月日

試験地	実施試験会場	実施年月日
-----	--------	-------

北 九 州	北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8 九州共立大学	平成18年11月26日（日曜日） 午前10時から
福 岡	太宰府市五条3-10-10 第一福祉大学 ※第一経済大学隣接	
大 牟 田	大牟田市大字草木852 大牟田高等学校	
久 留 米	久留米市上津町2192 祐誠高等学校	
飯 塚	飯塚市柏の森11-6 近畿大学産業理工学部	
苅 田	京都郡苅田町新津1-11-1 西日本工業大学	

#### 3 受験申請期間及び受験申請先

受験申請期間	受験申請先	摘要
平成18年9月21日から 平成18年10月6日まで	福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階  (財)消防試験研究センター福岡県支部	午前10時から 午後4時まで

郵送は、平成18年10月6日までの消印のあるものに限る。

郵便番号 812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階  
  
(財)消防試験研究センター福岡県支部

#### 4 受験願書等の配置場所

(財)消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部

#### 5 問い合わせ先

(財)消防試験研究センター福岡県支部 電話 092-282-2421

平成18年9月13日 水曜日

福岡県公報

第2583号

10

発行 福岡市博多区東公園七番七号  
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一  
号 チュエック株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)